

第 1 2 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 2 8 日（金）午前 9 時 0 0 分より、役場庁議室において
第 1 2 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第 2 号 農業振興地域農用地区域内の農地転用について
- 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6 号 現況証明願いについて
- 議案第 7 号 農業委員会の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局出席者 事務局長 砂 田 隆 樹

議長 これより、第12回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。1番 白倉 委員、2番 立川 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第12回南幌町農業委員会総会は、5月28日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第12回南幌町農業委員会総会
は、5月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和3年4月26日、第11回農業委員会総会を開催した。
5月7日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議
題といたします。議案第1号につきましては、農業委員会法
第31条、議事参与の制限により、高島委員、鍋山委員の退席を
求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 議長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第11回農業委員会総会に申出があった農用地のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定によるあっせん調書の提出があったので審議願意見を求める。令和3年5月28日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇の〇〇号、〇〇〇〇。あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 999㎡となります。

あっせん年月日は、令和3年5月〇日。結果につきましては、成立でございます。価格につきましては、畑10aあたり

〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は南幌町南〇線西〇番地、□□□□□□でございます。あっせん委員につきましては、4番 江郷委員、6番 青木委員、9番 上野委員、以上の結果となっております。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果につ
きましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。
退席しております高島委員、鍋山委員が席に着くまでの間、暫
時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は着席し、南職務代理者は
交代して着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 **日程第5** 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用
計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につい
て。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農
用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申出
があったので、審議願い意見を求める。

令和3年5月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農業振興地域農用地区域
内の農地転用計画につきましては、1件でございます。格納庫を
建設するための転用でございます。

転用計画者は南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で
2, 457㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫
を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、
農振地域外に土地を求めるべく検討を行ったが、南幌町土地利用
計画上、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定さ
れており、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので格納庫の
建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内
における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、
混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外
地として当地が本計画の最適と判断し、選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成2, 457㎡、
格納庫777.60㎡、作業通路960㎡となり、詳細につきましては
図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1農地転用計画に係
る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。
転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納
庫の建設、工事計画の着工は令和3年〇月初日から令和3年〇月
末日の予定となっております。農地転用許可基準から見た意見
といたしまして、農地区分については、農用地区域内農地で
2, 457㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地
となります。農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農
用地区域内農地であるが、利用上の都合がよく耕作への影響も少
ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に
許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内農地ではありますが土地
利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、
この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書
を作成してございます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第6** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第3号につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、上野委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。令和3年5月28日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。
譲渡人は、江別市〇〇〇〇町〇番地 〇〇の〇〇、〇〇〇〇。
譲受人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、914㎡となります。

申請理由は、譲渡人が、耕作できないので譲渡することにした。譲受人は、自宅の隣の農地なので、申請地を譲受け、経営拡大を図りたい。

別にお配りしている、資料2の農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事しているので該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、青木委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があればお願いいたします。

6番 議長6番

議長 6番 青木 委員

6番 この件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等もないものと思われ。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については提案のとおり承認することに決しました。退席しております上野委員が席に着くまでのする間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長 **日程第7** 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和3年5月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,457㎡です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存宅地の横で町道に面して利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

続いて、資料3の農地法第4条調査書について説明いたします。

資料3をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1 番 議長1番

議 長 1番 白倉委員

1 番 現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に格納庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありません

か。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 **日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。**農用地利用集積計画の決定 所有権移転については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により高島委員、鍋山委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 議長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和3年5月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が4件でございます。初めに所有権移転を説明いたします。

所有権移転 整理番号3の5の1の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、□□□□□□。売り手は、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇の〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 999㎡となります。

価格につきましては、〇〇〇〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号農用地利用集積計画の決定、所有権移転 整理番号3の5の1については承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、所有権移転 整理番号3の5の1は承認することに決しました。

退席しております高島委員、鍋山委員が席に着くまでのする間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は着席し、南委員は交代して着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 利用権の設定 整理番号3の5の1から3の5の3までを説明いたします。

整理番号3の5の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、札幌市〇区〇〇〇条東〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で940㎡他計4筆ございまして、62,980㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月30日

までの〇年間となります。

整理番号3の5の2の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして、41,674㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月30日までの〇年間となります。

整理番号3の5の3の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、□□□□。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,687㎡他計3筆ございまして、42,298㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月30日までの〇年間となります。以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定整理番号3の5の1から整理番号3の5の3については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号3の5の4につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、上野委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3の5の4の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,072㎡他計3筆ございまして、53,542㎡となります。

利用権の期間ですが、令和〇年5月30日までの〇年間となります。以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定 整理番号3の5の4については承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、整理番号3の5の4は承認することに決しました。退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長 **日程第9** 議案第6号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。令和3年5月28日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。現況証明願いにつきましては1件でございます。

願出者は、南幌町〇〇〇丁目〇番〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。
土地の所在が空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、292.74㎡。空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、563.49㎡。空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、60.72㎡。公簿地目は宅地。現況は農地、利用状況は畑で土地の所有者は、〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

4番 議長4番

議長 4番 江郷委員

4番 願い出のあった件ですが、私と青木委員、上野委員の3名で事務局の案内により現地調査をいたしました。

現状では、畑として利用しており、今後、宅地として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議長 **日程第10** 議案第7号 農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号）農林水産省経営局農地政策課長名通知に基づき、南幌町農業委員会の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について議決を求める。

令和3年5月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

まず、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づいて記載しております。

2 農業委員会の現在の体制につきましては、新・旧制度に基づく農業委員会の現在の体制を記載しております。

次ページの担い手への利用集積・集約化。1 現状及び課題につきましては、農地面積は、耕地・作付面積統計及び集積面積は、担い手へ利用集積された総面積を記載しております。集積率は96%となっております。

2 目標及び実績につきましては、達成状況は100%となっております。

3 目標の達成に向けた活動は記載のとおりです。

4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりです。

次ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題は、平成31年度新規参入者数が1経営体ありましたが、新規参入者が取得した農地面積はありませんでした。

2 令和2年度の目標及び実績は、実績がありませんでした。

3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価につきましては、記載のとおりです。

次ページ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、遊休農地は発生しておりません。活動実績は、農地の利用状況調査を8月から9月に実施し、11月に調査結果を取りまとめております。

次ページの違反転用への適正な対応につきましては、記載のとおり違反転用は発生しておりません。

次ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から次ページ 事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。2 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。

次ページの担い手への農地の利用集積・集約化。1 現状及び課題につきましては、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。

2 目標案及び活動計画案につきましては、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね95%としております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。2目標案及び活動計画案につきましては、1経営体、2ヘクタールと設定しております。

次ページの遊休農地に関する措置及び違反転用への適正な対応ですが、本町では遊休農地・違反転用の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

なお、今後の公表に係る業務ですが、目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに目標及びその達成に向けた活動計画が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号 農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第12回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第12回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前9時40分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番